

近代日本における看護婦養成の変遷と現代への示唆

—明治元（1868）年～終戦（1945）年—

吳大学看護学部看護学科

山根 節子

論文要旨 本論文は、近代日本（明治元年～終戦までの80年間）の看護婦養成の変遷を大きな流れをつかむことに主眼をおいて概観し、この間の歴史的変遷から現代への示唆を明らかにしたものである。

近代日本は、国家としては「近代化」を目指したが、看護婦養成としては、近代化には至らなかつたが、それでも明治初期に「業」としての「看病人が誕生」し、明治20年前後には私的にではあるが看護婦養成が開始され5校の養成所が開校した。大正4年に全国統一の「看護婦規則」が制定され看護婦資格の統一が行われた。この80年間は、戦時への対応などのために看護婦養成の教育内容を充実させるには至らなかつた。一方には近代日本の女子最高学府としての看護婦養成機関が設立されるなど、戦後への希望を残しはしたが、教育問題の根を張らせた時代でもあった。

キーワード：エポック・メーキング (epoch · making), ナイチングール方式, 看護婦規則, 私立看護婦学校看護婦講習所指定標準の件, 看護婦資格の統一

■ 視 角

歴史家カー（Carr, Edward·Hallett, 1892～1982）は、「歴史は、現在と過去との対話である」と述べ、さらに「事実は歴史家がつくる」とも述べている。アメリカの歴史家カール・ベッカー（C. L. Becker, 1873～1945）も、「歴史上の事実というものは、歴史家がこれを創造するまでは、どの歴史家にとっても存在するものではない。」と述べている。これらとは逆の考え方もある。ドイツの歴史家ランケ（L. von Ranke, 1795～1886）は、歴史家のすることは「本来どうあつたかをただ示すだけ」で、「己を消し去って史実に語らせたい」と言っている¹⁾²⁾。本論は、この2つの考えを視角とし、「己を消し去って史実に語らせ」、「現在から過去と対話して」筆者の認識で文脈を肉付けした。

近代日本の明治維新（1868）から第二次世界大戦終結（1945）までの約80年間は、看護婦養成と

しては「非近代化」が続いた苦闘の時代であったが、先達の努力によって私的に始められ、私的に継続された看護婦養成の歩みが残された期間であった。この過程から現代への示唆を見出し、それを提示したい。

尚、「看護婦」は、平成14（2002）年3月施行の保健師助産師看護師（現行）法（以下、保助看法）の改正（前年12月）により「看護婦（士）」が男女の区別を廃止した「看護師」に名称が変更されたが、近代日本では、保助看（現行）法は施行されていないので、用語の用い方としては、「看護婦」を用いるが、文脈上の必要において「看護者」「看病人」「看護婦（士）」「看護師」などのいずれかを用いることがあることをお断りしておきたい。

また、史実の確認には各々3～5冊で確認したが、年の異なるものなどは筆者が総合判断した。

■ 近代日本における「業」としての「看病人」の誕生^{3)～9)}

1. 看護行為の発生

看護という行為は、洋の東西を問わず、昔も今も人への「いたわり」という素朴で、常識的な、人間が生まれながらにして備えている本能的・自然発生的行為で、人類にとって普遍的な行為である。人類の誕生とともに、家庭のなかで、親がわが子を護る行為として、身内による病人の看護として営んできた。おそらくは医療の源も同じであつたと思われる。

看護という行為は、近代日本においては、組織やそこの個人によって私的に必要性が「認識」され「業」としてとりあげられたのである。

2. 「布教・伝道活動」の一環としての看護行為

「看護」という行為が「業」として、とりあげられるまでには、仏教における「僧医」と「看病僧」、キリスト教における「宣教師」などの存在が明らかにされているので、次にこれについて簡単に述べておく。

日本に仏教が伝えられたのは、552年10月とされている（これについては、538年など諸説があり正確にはわからない）。当時は、「僧医」と「看病僧」がいたことが明らかにされているが、まだ医学の未発達な時代であったため、看病が重視され、重病人や病人に「安らぎ」を与える精神的看護法が布教活動の一環として説かれている。

また、1549年（室町後期、戦国時代）にキリスト教も伝来するが、1612年に表向きには禁止となり、解禁となったのは、明治6（1873）年であるが、この間、宣教師による医行為や看病が行われていく。キリスト教の宣教師は、その後、伝道活動を通して日本における看護婦養成の一端に深く係わっていく。

3. 「戦時」に誕生した近代日本の「看病人（婦人）」

洋の東西を問わず、その良し悪しは別にして、戦争は医学や看護を発展させてきた。日本においても、家庭以外においての看護行為は、戦場あるいは軍隊、野戦病院において成立している。当初その任にあつた者は、男性（兵士）であった。

それが、明治維新（1868）の戊辰戦争での戦いにおける横浜軍陣病院での傷病兵の療養上の世話において、初めて婦人の看病人が募集されたよう

である。募集の理由は、「柔よく剛を制す」ということから婦人が採用され、成果があつたという記録が残されている。

いずれにしても報酬を得る「業」としての「看病人（婦人）」は幕末から明治の初期に誕生し、病院が増加するに従い、次第に増えていったものと考えられる。「看病人」は、「看護人」「介抱女」「看病婦」などとも呼ばれ、各病院において、私的に、施設の要員確保として採用されていくようになり、女性の「業」としてスタートをきつたということになる。専門的な教育は行われず、経験と知恵によって行っていたものと思われる。

■ 欧米における看護婦養成の始まりと近代日本への影響^{10)～15)}

1. 中世ヨーロッパ（西欧）における「看護の暗黒時代」

西欧においても、家庭以外で看護行為をとりあげたのは、宗教組織である。中世ヨーロッパでは、宗教改革（1517年、マルチン・ルターにより改革の燈が灯された宗教運動）が行われるまでは、病院の運営は、キリスト（旧：カトリック）教の慈善事業として、教会や修道院が行なっており、看護は修道士や修道女によって担われていた。

宗教改革によって旧教からプロテスタント（新教）に移行するに従い、旧教会は解体、修道士や修道女は追放、悪政は改革されたかもしれないが、無理な寄付や取立てがなくなった一方で資金が不足となり、病院は閉鎖となり、看護教育史上の最大のエポック・メーキング（epoch・making：画期的な時代）へつながる「看護の暗黒時代」を迎える。

この間に、病院の多くは教会から国や市にうつり、技術や学問・科学が発達し、看護も民間の教育を受けていない女性の手にうつり、各施設において私的に採用されるようになる。

ヨーロッパにおいては、19世紀ナイチングールが出現するまでの200年間は、看護の近代化の産みの苦しみの時代となっていく。不適切なものがあるよりは、何も無いほうが本来あるべきものが生まれやすい。壊すことは大変な労力を要するものであり、何も無かったという「看護の暗黒時代」は1つの意味ある時期と位置づけられていく。

2. ドイツにおける医師による看護婦養成開始とその影響

看護婦養成の組織的な取り組みとしては、ドイツのカイザースベルト学園（福祉教育施設）において、1836（江戸時代後期、天保7）年に、フリードナー（Theodor Fliedner）牧師によって始められた3年課程のディアコニス養成所が影響を与えていたと言われてきた。看護婦はディアコニスと呼ばれ、「医師の指示に従い、責任は医師が持つ」という方針のもとでの、医師による看護婦養成が始まられている。

一方、ナイチンゲールは、この学園で3ヶ月間（31歳、1851）学んでいるが、この「医師に従う」という方針に対して、疑問を持ったとされている。その疑問を、クリミヤ戦争での看護実践を通して確かめ、看護婦には「医師の働き」とは異なる「看護の働き」があることを確信し、ナイチンゲール看護学校創設へと行動を起こしていく。

3. イギリスにおけるナイチンゲール看護学校創設とその影響

ナイチンゲール（Florence Nightingale, 1820～1910）が、ドイツのカイザースベルト学園（1851年）などで学び、クリミヤ戦争に従軍（34歳～、1854～56年）し、帰国後、ロンドンの聖トマス病院の敷地内にナイチンゲール看護学校を設立したのが、幕末の万延元（40歳、1860）年である。

学校は、従軍に対して国民から寄せられたナイチンゲール基金によって、聖トマス病院の敷地内に建てられた。病院の附属ではなく提携の形をとり、「看護」については、看護婦自身による考えのもとで、系統的・組織的教育が開始され、財政的にも独立させたとされている。看護婦自身による内発的な学校設立など、歴史上後にも先もなく、看護教育史上、最大のエポック・メーキング（epoch・making：画期的な時代）になる。

また卒業生をイギリス国内はもとより、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）など世界各地へ送りだしている。しかし、ナイチンゲールは活発な執筆活動と、看護学生への手紙による助言は与えているが、自身が専任の指導者として、この学校の教壇に立ったことは一度もなく、自宅内での生活をおくった。また病院附属ではない「ナイチンゲール方式」と呼ばれたこのシステムに、ロンドン中の医師の多くは、反対したとされている。

それでもイギリスにおいては、その後、全土に

ナイチンゲール方式が紹介・定着したと文献一般は述べてはいるが、ナイチンゲール方式とは異なる学校も次々できている。海外においてはアメリカ、スウェーデン、オーストラリア、デンマーク、イタリア、フランス、ベルギー、ドイツ、日本など20か国が影響を受けたとされているが、それが各国で消化されていく過程では、ドイツ医学の普及とともに「医師の指示に従い、責任は医師が持つ」というドイツの方針が、各国の考え方・事情などと複雑に絡まって、とりいれられていったものと推察できる。

4. 世界初の看護の著書「看護覚え書」をナイチンゲールが著す¹⁶⁾¹⁷⁾

ナイチンゲールが強い意志で看護婦による養成開始に取り組んだ背景には、世界初の看護の著述ともなった「看護覚え書—看護であること・看護でないこと—(Notes on Nursing – what It Is and what It Is Not –, 1860)」に、自分としての「看護とは何か」を著し得たからであろう。看護についての考え方を本質的・系統的に自分なりに示し得ることができなければ、看護婦による看護婦養成など思いもよらぬことである（原書出版は、資料によつては1859年となっている。）。

この「看護覚え書」は、ベストセラーとなり、間もなくフランス語、ドイツ語、イタリア語に訳され、アメリカの初期の看護学校ではテキストとして用いられたようである。

しかし、この全訳が日本で紹介された最初は、原書出版から100年余りを経た昭和43（1968）年であり、アメリカからの日本への看護論の導入が昭和38（1963）年に始まり、「看護覚え書」は全訳の5冊目として翻訳・出版されている。

5. ナイチンゲールが示した「看護とは何か？」 「看護婦とは何か？」

「病気につきものの症状や苦痛に対しては、医師が専門的な判断を下し治療処置を行なってきてはいるが、スクタリでは医師も薬も衛生材料も不足し、傷病にあえぐ兵士たちは次々と死んでいった。ナイチンゲールが指揮して整えていた空気や清潔さや食事などへの改善は、兵士の死亡を激減させ、病気につきものと思われていた症状が消えたり、力ない状態の病人に生気がよみがえったりしてきたのである。過酷な条件のなかで看護婦たちは、こうした変化に励まされて看護に熱意をもや

しつづけたのであろう。」¹⁸⁾

こうした負傷者の苦痛を取り除くために手を差しのべる働きには、医師の働きとは異なる別の「看護の働き」があると、彼女は確信し、下記の定義を示したのである。

I use the word nursing for want of a better. It has been limited to signify little more than the administration of medicines and the application of poultices. It ought to signify the proper use of fresh air, light, warmth, cleanliness, quiet, and the proper selection and administration of diet – all at the least expense of vital power to the patient.¹⁹⁾

(私は他により言葉がないので看護という言葉を使う。看護とはこれまで、せいぜい与薬とかパップを貼ること程度の意味に限られてきている。しかし、看護とは、新鮮な空気、陽光、暖かさ、清潔さ、静かさを保ち、食事を適切に管理すること—こういったことのすべてを、患者の生命力の消耗を最小にするように整えることを意味すべきである。)²⁰⁾

ナイチンゲールは、「看護婦とは何か」についても「この世の中に看護ほど無味乾燥どころかその正反対のもの、すなわち、自分自身は決して感じたことのない他人の感情の只中へ自己を投入する能力を、これほど必要とする仕事はほかに存在しないのである。—そして、もしあなたがこの能力を全然もっていないのであれば、あなたは看護から身を退いたほうがよいであろう。」²¹⁾と。

こうした考え方を基盤にして、看護婦養成の「近代化」を「ナイチンゲール方式」として示したのである。

6. 看護婦養成の「近代化」を示したとされる「ナイチンゲール方式」²²⁾²³⁾

ナイチンゲール看護学校の創設が「看護婦養成の近代化」とみなされる理由は、いろいろに言われてきたがまとめると、次のようになる。

- ①看護婦は看護婦であって医師でない（職業的自律）。

- ②看護婦は経済的に自立しなければならない（経済的自立）。
- ③教育・監督・指導、生活の保障は、他の人に依存してはいけない（精神的自立）。
- ④看護婦は訓練を受けた者（Trained Nurse）としての特殊な職業である。
- ⑤医師とは良く連絡をとりあって、科学的な教育を行う。
- ⑥「看護」に対する考え方・理論と実践を結びつけたカリキュラムと教育方法（講義と実習）を踏まえる。
- ⑦「看護」についての教育は看護婦によって行い、責任者も看護婦が就任する。
- ⑧学生が病院の労働力として使われることのないように病院から財政的独立をはかる。
- ⑨宗教や主義から独立し、一職業として確立させる。

人は看護を受ける立場に立った時はじめて、「看護ができる看護者」の存在の必要性を認識すると言われる。一方、「看護」は、「業」としての道を歩んだがゆえに「看護」から遠のいたという人もいる。どちらも深く考えてみなければならないテーマだが、ここでは問題提起にとどめる。

その後、イギリスにおいても、アメリカにおいても、日本はもちろんのこと、「ナイチンゲール方式」が、そのまま根付くことは困難であったと推測できる。おそらく一度、医療介助者としての苦闘の歩みを受け入れ、そのなかで「看護とは何か」を模索することにつながるが、それは戦後の現代においてである。

7. アメリカにおける看護婦養成の始まりと近代日本への影響

アメリカにおいても南北戦争（1861～65）が、病院の機能や看護を発展させている。1860年ナイチンゲール看護学校の創設から遅れること13年後の1873（明治6）年が、アメリカにおける最初のエポック・メーキングとなっている。

この年のエポック（epoch）は二つあり、その内の一つは、アメリカ初の有資格看護婦（American's first trained nurse）の誕生である。もう一つはこの年「ナイチンゲール方式」を取り入れたか、参考にしたかの主な看護学校が4校、その後に主な学校として1校、計5校が創設されている。修業年限は当初1年、1年半、2年のい

すれかではじめられたが、その後3年になったところもある。

①1873（明治6）年開校

〈ベレビューホスピタル看護学校（Bellevue Training School for Nurses, New York）〉

②1873（明治6）年開校

〈ニューヘブン病院コネチカット看護学校（Connecticut Training School, New Haven）〉

③1873（明治6）年開校

〈マサチューセッツ総合病院看護学校（Massachusetts General Hospital Training School, Boston）〉

④1873（明治6）年開校

〈ニューヨーク病院看護学校（Training School of the New York Hospital）〉

⑤1878（明治11）年開校

〈ボストン市立病院看護学校（Boston City Hospital Training School）〉

近代日本への初期の影響としては、1872（明治5）年に創設されたニューイングランド母子病院看護学校（The New England Hospital for Women and Children School of nursing）へ第1回生として入学し、翌年の卒業の年に、アメリカ初の有資格看護師となったリンダ・リチャーズ（Linda Richards, 1841～1930）が、看護の指導者として、後に来日（1886～90）する。

明治期には、リンダ・リチャーズの他に、ナイチンゲール方式の教育を受けたアメリカ人宣教師リード看護師、ナイチンゲール看護学校出身者のイギリス人看護師アグネス・ベッチが来日する。

■ 近代日本における看護婦養成の始まり^{24)～32)}

1. 日本国家の近代化

日本にとっての近代は、徳川幕府が大政を奉還して明治政府が発足（1868）したところから始まる。身分制度の廃止は明治2（1869）年、廢藩置県（1871年）、学制の発布（1872年）、太陽暦の採用（1872年）など、西欧的近代化に向けて文化の輸入を明治政府によって積極的に採り入れた時代であった。

あらゆる分野においての海外視察が盛んに行われた。教育と医療制度の整備が始められた。まず明治5（1872）年には、「学制」が発布され、國

民すべてが教育の機会を得るよう奨励されたが「学制」は、明治12（1879）年に廃止、「教育令」がだされ、男女別学が起こり、その後この傾向は強くなつていった。明治初頭より女学校は開設されていたが、その大半はキリスト教関係によるもので、後に伝道活動の女子教育の一環としての看護婦養成が行われていくことになる。

一方、当時は医師教育について、政府の強力な取り組みがあった時期で、明治4（1871）年にドイツ医学が採用され、ドイツ人医師をその教育に招いている。明治7年に公布の「医制」によって近代的な衛生行政が始まり、医学教育は、「学制」と絡んで、教育体制が整えられ近代化が進められしていくことになる。

同時に病院の開設と整備が進むに従って、「看病人」の必要性が高まつていったものと考えられる。

2. 私的に始めた近代日本における看護婦養成

近代日本における看護婦養成の始まりは、明治20（1887）年前後に、開校したか、教育を開始したか、のいずれかの5校によつて私的にはじめられている。ナイチンゲール看護学校の創設から25年、主なアメリカの看護学校創設から12～17年後のことである。そのタイプとしては、施設の自前教育による要員確保としてのもの、キリスト教の伝道活動の女子教育の一環としてのもの、戦時・災害時の救護としての日本赤十字社によるもの、の3つである。この5校は、ナイチンゲール看護学校からの刺激や影響を何らかのかたちで受けているのは事実であるが、これまで言われてきた「ナイチンゲール方式の直輸入型」というには、「ナイチンゲール方式」と比べてみて無理があるように思われる。

その5校を概観してみる。

①明治18（1885）年開校

〈有志共立東京病院看護婦教育所〉

有志共立東京病院看護婦教育所は、医師であつた高木兼寛の貢献によって、明治17年に看護婦教育を開始し、翌年の明治18年に教育所を開校している。

彼は27歳の時渡英、聖トマス病院医学校に明治8（1875）年～明治13（1880）年まで留学し、ナイチンゲール看護学校を視察している。彼は明治14（1881）年現在の東京慈恵会医科大学を創始し医学教育を開始し、その後看護婦教育を開始し

ている。指導者としてナイチングール方式の教育を受けたアメリカ人宣教師リード看護師（M. E. Reade）を、2年間招いている。リード帰国後は、高木ら医師と卒業生によって自前教育が続けられ、戦後の占領政策としての教育改革を経て、平成4（1992）年設立の現在の東京慈恵会医科大学医学部看護学科にその意思は受け継がれているものと思われるが、学士課程の創設は教育所の発展的昇格ではなく、現代日本における社会変動との絡みで、別に行われたとみるべきであろう。

②明治19（1886）年開校

〈桜井女学校看護婦養成所〉

桜井女学校（ミッショナリースクール）はミッション的な考えを基礎に、明治9年桜井ちか子によつて設立され、明治19年に後任のアメリカ長老教会宣教師ツルー校長によって各種学校としての看護婦養成が始まられている。指導者としては観光で来日したナイチングール看護学校出身者のイギリス人看護師アグネス・ベッチ（Agnes Vetch）を在日中（1887～88年）雇っている。実地修練は、ベッチにより帝国大学医科大学（現在の東京大学部医学部）でおこなっているが、財政上の問題などの理由から数年で閉鎖に近い状態となり明治時代に看護婦養成は廃止している。

当時は、時代に先がけた開校であったが、看護婦養成の二元的（文部・厚生両省管轄）根源となつたとみられており、今日まで影響を及ぼしている。

③明治20（1887）年開校

〈京都看病婦学校〉

京都看病婦学校は、将来医科大学の創設の構想をもつていた同志社の創始者の宣教師であった新島襄と宣教師医師ベリーによって明治19年に設立され、明治20年に開校している。指導者にはナイチングール方式の教育を受けたアメリカにおいて「初めて訓練を受けた有資格看護婦」という名誉をもつたリンダ・リチャード（Linda Richards）を4年間招いている。明治23年に新島襄が亡くなつたこと、財政上の問題などが絡んで明治39年に看護婦養成は廃止されている。

④明治21（1888）年開校

〈帝国大学医科大学付属医院看病法講習科〉

帝国大学医科大学（現在の東京大学医学部）付属医院看病法講習科は、初めての官立での、看護

師養成であるが、その動機は、1887年に桜井女学校看護婦養成所の実習生を受け入れたことに始まるとしている。その実習の指導は、ナイチングール看護学校出身者のイギリス人看護師アグネス・ベッチがあたつているが、帝大としての「付き添い看護婦」の養成開始は明治21（1888）年である。その後、戦後の改革を経て、東京大学医学部附属看護学校へと受け継がれ、2000（平成12）年度に学生募集停止となり、その後閉校に至っている。

東京大学には、戦後2番目として昭和28（1953）年に学士課程（医学部衛生看護科）が設けられるが、それは、看護学校が昇格したものではなく、別に設けられたものである。

⑤明治23（1890）年養成開始

〈日本赤十字社看護婦養成所〉

博愛社病院が、明治19（1886）年開院し、明治20年に日本赤十字社病院と改称し、戦時の救護のための看護婦養成として、明治23年にはじめられている。明治26年には災害の救護も加えられた。当初、日赤はナイチングール方式には反対であつたらしく、ドイツに指導者を求めたとされているが実現せず、陸軍の軍医による指導が開始されていくが、はじめは養成所なるものがあったわけではないらしい。意識としてはナイチングール方式に匹敵するものと考えていたとされてはいる。

日赤による看護師養成は、戦後、一部の学校が短期大学、大学へと順次昇格を果たす一方で、新設の看護大学が設立され、既存の看護専門学校の閉校がすすめられている。

これらの養成所では、講義と実地修練の教育が1～3年の年限で開始され、海外から一時的ではあつたにせよ、ナイチングール方式の教育を学んだ看護婦が指導者として招かれるなどの画期的な取り組みがなされたのは事実である。しかし、それが医師教育のような国家的レベルでの取り組みとはならぬ、キリスト教関係者によって始められた学校は、初期指導者の離任や経済上の理由で、廃校を余儀なくされ、一方の施設の要員確保としてのものは自前教育としての形で、日本に根づいていく。

何よりも教育として、看護婦自身による内発的取り組みができる状況にはなかつたことからして、時代は近代であつても、看護婦の養成が、私

的に始まったことをもって、看護婦養成の近代化（近代化に移行している）、あるいは近代的看護婦養成（近代化の特徴の傾向をもつ）のいずれかであるというには問題が残る。

何故なら、その養成の実態は、「近代化」とは異なるからである。女性に選挙権が与えられたのが戦後の昭和21（1946）年であったことからも窺うことができる（看護婦養成の「近代化」へのメスが入るのは、第二次世界大戦後の米軍による占領政策としての改革によってである。）。

■ 日本における看護婦資格の統一^{33)～35)}

1. 「医制」の公布とその後

明治7年に公布の「医制」によって近代的な衛生行政が始まり、現在でいう医療法・医師法・薬剤師法・産婆規則を含めたものが定められ、医学教育は、「学制」と絡んで、教育体制が整えられ近代化が進められた。この医制の規定のなかに「産婆」について規定があったが、「看護婦」の規定は設けられていなかった。

2. 「東京府看護婦規則－明治33（1900）年－」 発令と資格要件

明治33（1900）年に、「東京府看護婦規則」が発令され、他の道府県でも、必要に迫られて、まちまちのものが作られている。ここで重要なことは、教育は私的に始められ、看護婦資格の要件の検討は、一部の都道府県が国家より先に動いている点である。

東京府看護婦規則には、次のような規則（主なもの）が定められた。

①看護婦の定義はなし

②資格が初めて制定される

看護婦の資格は、満20歳以上の女子

東京府の看護婦試験に合格したものに与える（官公私立のいずれかの病院で働いている看護婦は、医師の指導下にあるので、規則は適用されなかった。）

翌年の規則改正で、3年以上の看護婦養成所を卒業した者は、無試験で免許があたえられることになった。

③派出婦会に対する規制が明記される（会の設立は認可が必要となつた）。

④明治32年に「高等女学校令」「私立学校令」

が発令されたが看護婦養成所は、「私立学校令」の規定外とされる。

明治33年に至って、これらのことことが検討されたということから考えて、明治20年前後にできた看護婦養成所が、どのようなものであったかは、ある程度推測できる。

明治32年には、医制から独立して、勅令として「産婆規則」、内務省令の「産婆試験規則」「産婆名簿登録規則」が発令されたり、明治39（1906）年には、「医師法」が法律として施行されている。明治43（1910）年に「産婆規則」が改正され、それに伴い「内務省令私立産婆学校産婆講習所規則」が発令され、これは、その後の「看護婦規則」「私立看護婦学校看護婦講習所指定標準」の手本となっていき、当時としては効力が弱かったが、今日に至るまで看護教育の非近代化としての教育内容に影響を及ぼすことになる。

全国的な「看護婦規則」の制定は、大正4（1915）年で、「保健婦規則」は、昭和16（1941）年に制定されている。

3. 全国統一の「看護婦規則－大正4（1915）年－」 制定

全国的な「内務省令第9号 看護婦規則」が制定されたのは、大正4（1915）年6月である。明治39（1906）年には、「医師法」が法律として施行されたのに対して、省令であるから、法的効力は限界があるものの、府県規則よりは効力が大きくなつた。

これは日清戦争（明治27年）、日露戦争（明治37～8年）、における看護婦の活動に対する必要性が高まったこと、病院や医院の増加に伴う看護婦の増加に対して、全国的に「取り締まる」必要から「看護婦規則」が、次のように定められたとされている。

規則の主な内容は、看護婦の定義が定められたこと、看護婦資格の取得方法として2つの方法が定められた（28の府県レベルで、明治33年以降実施の実績がある）こと、看護婦試験の受験資格が明記された、などである。付則として、准看護婦のことことが明記されている。

①看護婦の定義が規定された

「看護婦は講習の需に応じ、傷病者又は褥婦看護の業務を為す女子をいう」

②看護婦の資格要件

18歳以上で、看護婦試験に合格した者、又は地方長官（現在の知事）の指定した学校・講習所を卒業した上看護婦免許を受けた者

③看護婦試験の受験資格

1年以上看護の学術を修業した者（ここには、学歴の規定はない）

④看護婦試験と試験科目

看護婦試験は地方長官がこれを施行し、試験科目は、人体の構造及び主要器官の機能、看護法、衛生及び伝染病大意、消毒法、綿帯術及び治療器械取扱法大意、並びに救急処置

⑤看護婦の資格を有しない者は、当分の間、地方長官による履歴審査によって、准看護婦の免許を与え、看護の業務を許可することが付則として明記された。**4. 「私立看護婦学校看護婦講習所指定標準の件
－大正4（1915）年－」**

「看護婦規則」に統いて、指定看護婦学校について「内務省訓令第462号 私立看護婦学校看護婦講習所指定標準の件」が、大正4（1915）年8月にだされた。「私立」に対して、「官公立」はどうであったかというと、大正4（1915）年9月に、「内務省発衛第132号衛生局長通牒」により、「看護婦規則並私立看護婦学校看護婦講習所指定標準」により、「官立又ハ公立ノ学校又ハ講習所ノ指定ニ準用スルコト」とされ、事実上、官公立は放任、私立を「取り締まる」風潮が打ち出される。

指定校の要件の主なものは

- ①入学資格は、高等小学校卒業若しくは、高等女学校2年以上の課程を修業、又はこれと同等以上の学力を有する者
- ②修業年限は2年以上
- ③必修科目は、6教科（人体の構造及び主要器官の機能、看護法、衛生及び伝染病大意、消毒法、綿帯術及び治療器械取扱法大意、救急処置）
- ④医師が教授することが明記された

この④「医師が教授する」ことの明記が、看護法においても定められ、看護法は看護婦と定められなかつたことが、後々影響していく。「症状を見る」「指示を受ける」という医学中心の教育内容に偏らざるをえないものとなっていく。

これらの「看護婦規則」「私立看護婦学校看護婦講習所指定標準の件」を実施するにあたっては、これまで看護の業務をしていた者に対しては、履歴審査により無試験で免許が与えられるなどの移行措置がとられたこと、さらにこれらの規定を全国的に適応・浸透する前に、日本は日清戦争（明治27年）、北清事変（明治32年）、日露戦争（明治37～8年）、第一次世界大戦（大正3年～7年）へと戦時を迎える、伝染病の流行なども重なり、看護婦養成の低年齢化と速成教育を余儀なくされ、看護婦資格の統一は明記されたものの、その実態は定かではない。

5. その後の看護婦の養成

「看護婦規則」「私立看護婦学校看護婦講習所指定標準の件」の制定により、看護婦資格取得には2つの方法が定められたが、指定看護婦学校に入学する者より、看護婦試験を受ける者が多かつたとされている。

指定看護婦学校による養成を行ったところは、その実態は定かではないが、日本赤十字社、医科大学附属病院、病院などでそれらの養成所は当時としては、全体のなかで水準は高かったとされているが、相互の連絡はなく各養成所の方針に基づいた単独での養成が行われていたものと思われる。

こうしたなかにも、大正9（1920）年に、アメリカ人宣教師によって、修業年限3年の聖路加国際病院附属高等看護婦学校が設立される。

■ 近代日本の女子最高学府としての看護婦養成機関の設立^{36)～38)}**1. 聖路加国際病院の設立と看護婦教育の開始**

アメリカ聖公会宣教師医師のドルフ・B・トライスラー（R. B. Teusler）は24歳で、明治33年に来日し、キリスト教の伝道活動の博愛事業として、明治35（1902）年に、東京に聖路加国際病院を設立し院長に就任している。翌年の明治36年からは、正式な認可は受けなかったものの看護婦教育も開始した。

2. 聖路加女子専門学校設立の経緯

トライスラーは、当時の日本の看護婦養成の実情に心を痛め、アメリカと同水準の教育を開始するため、大正9（1920）年に、聖路加国際病院附属高等看護婦学校を設けている。入学資格は、

「看護婦規則」が高等小学校卒業であったのに対して、高等女学校卒者とし、修業年限も3年としたので、「看護婦規則」をはるかに超える内容のものになった。だが、高等女学校卒業者であった彼女たちは、自分が実際に看護を行うものとは思っていなかったという記録も残されている。

昭和2（1927）年に、聖路加女子専門学校に昇格、認可され、校長はトライスラー、主事はアリース・セント・ジョン（Alice C. st. John）、当時女子大学の設立の可能性がなかったことから、事实上の女子の最高学府としての看護婦養成機関となり、昭和10（1935）年には、修業年限が4年となる一方で、昭和16（1941）年には、修業年限が2年の課程も別に設けている。ただ、大正11年に女子に大学教育の門戸が同志社大学によって開かれてはいた。

戦後は占領政策としての改革を経て、昭和29（1954）年に看護短期大学に、昭和39（1964）年に私立初の看護大学へと昇格発展している。

ただ戦前の当時としては、聖路加の教育内容の横への広がりは日赤を除いてはなかったとされている。また、聖路加女子専門学校の科目には「看護婦養成学校教授法」「看護婦養成学校管理法」があったことから、他の看護婦養成機関には見られない教員養成が目指されていたものと考えられる。

■ レベルダウンした戦時下での近代日本の看護婦養成^{39)～42)}

1. 軍国主義と戦時下体制

日本は日清戦争（明治27年）、北清事変（明治32年）、日露戦争（明治37～8年）、第一次世界大戦（大正3年～7年）、満州事変（昭和6年）、五・一五事件（昭和7年）、二・二六事件（昭和11年）、日華事変（昭和12年）、第二次世界大戦（昭和14年～20年）へと軍国主義と戦時下体制を迎える、全国統一の「看護婦規則」が、大正4（1915）年に制定されたものの、看護婦養成はレベルダウンを余儀なくされる。

明治期は、大日本帝国憲法公布（明治22年）、日清・日露などの戦争を経ながら、資本主義経済を定着させ国力を増強させ近代国家としての外見を整えることに成功した一方で、さまざまな矛盾やアンバランスに人々がぶつかるようになる。

大正期には、第一次世界大戦による経済的繁栄とデモクラシー思想の広まりにより、政党内閣の

成立や男性のみの普通選挙法の公布（大正14年）が実現するが、反面において、共産主義思想の普及や社会運動の高まりから思想的な取り締まりが強化される。

昭和初期は、第一次世界大戦の経済恐慌（大正9年）や関東大震災（大正12年）の影響により、国民は不安にさらされ、五・一五事件（昭和7年）や二・二六事件（昭和11年）の発生など軍国主義が色濃くなり、日本も太平洋戦争に突入（昭和16年）し、第二次世界大戦終結（昭和20年）まで戦時体制下におかれることになる。

こうした社会情勢にあって、非常事態への対応という理由で、看護婦養成は低年齢化や速成養成が行われていっただけに留まらず、軍国主義体制のなかで、指示・命令で動くことが、より強化されたものと考えられる。

2. 看護婦養成の低年齢化と速成養成すすむ

明治33年に制定された東京府看護婦規則では、「20歳以上にして、看護婦試験に及第したる者」と規定されたが、大正4（1915）年の「看護婦規則」では、「18歳以上」になり、同年公布的「私立看護婦学校看護婦講習所指定標準の件」では「18歳に満たない者も含まれている」ことになるので低年齢化は少しづつすすめられていた。これは日清戦争・北清事変・日露戦争に続く第一次世界大戦（大正3～7年）の戦地への看護婦の派遣が急務となつたことによる。赤十字による看護婦の戦地への派遣は大正3年に開始されている。

その後の第二次世界大戦（昭和14年～20年）に至っては、昭和16年10月の改正では、18歳が「17歳」に、昭和19（1944）年の改正では、17歳が「16歳」とさらに低年齢化がすすめられただけではなく、「一定時間以上の教授及び実地修練を行う」ことを条件にした無試験検定による看護婦免許の下付となって、看護婦不足という非常事態への対応という理由のもとで、看護婦養成はレベルダウンをきたすことになつただけではなく、その後の看護婦養成及び看護業務にも影響を及ぼすことになる。

3. 特殊な養成所

戦時体制下では、国内においては傷夷軍人結核療養所の「軍事保護院」、昭和17（1942）年に制定された「国民医療法」に基づく特殊法人の結核療養所の「日本医療団」、陸軍病院ではそれぞれ

に自前での看護婦養成が行われている。外地、特に植民地においても病院があり、そこでも自前の看護婦養成が行われている。また大正14（1925）年には「看護婦規則」を改正し、朝鮮、台湾、関東州、樺太で看護婦免許の資格を取ったものは、無試験で本国内地の免許が与えられるなどの対策もとられた。

こうした社会情勢から考えてみると、近代日本における看護婦養成の実態を「こうであった」と断片的資料をもって決めるることは困難である。日本における看護婦養成の「近代化」は、第二次世界大戦終結（1945）における米軍による占領政策としての改革を待たなければならなかつたのである。

■ 結び—現代への示唆—

近代日本の80年間は、国家としては「近代化」を歩んだものの、看護婦養成の歩みとしては「非近代化」が続いた苦闘の時代であったが、そうしたなかにあって、現代への示唆となることがあるので、それについてまとめてみたい。

①私学の社会的貢献

近代日本における看護婦養成は、私的に始められ、私的に継続された。それは民間（私立）が「先導」してきた歩みであった。現代日本における看護師養成の私学が果たしている社会的貢献につながっている。

看護師養成に限らず、すべての物事は、民から官へ、官から民間への繰り返しであり、看護も例外ではなかったのである。

②私学の存在理由

非常に優れたものは、刺激や影響を与えることになっても、直ちにそれを「一般化」することは難しく、時間が必要となることを史実は語ってくれているが、「優れた認識を前提とした行為」を「示す」ということに、私学の存在理由があることを特別の意味をもって示唆していることを歴史から学ばなければならない。少なくとも、それを目指す心構えは持ちたいものである。

③「もち味（哲学）」の競い合い

逆に、何か決め事を「一般化」「基準化」「習

慣化」してしまうと、壊すことが困難となることも史実が語ってくれている。例えば、この近代の時期に植えつけられた官（国）公立放任、私立（民）は取り締まりの対象という風潮などは、この近代に根付き、今日改善されたとは言え、そのまま現代へ今日へと深く広く根付いている。おののが抱えている問題が違うということは言ても、どちらが良くて、どちらが悪いなどは本当に決められない。在るのはお互いに好敵手として発展に貢献しあう「もち味（哲学）」の違いを競い合う必要性が存在するだけである。

④看護婦の「業」に理解を示した「医師」と戦後への課題

近代日本の看護婦養成において検討が一番難しいのは、「医師」の存在についてである。看護師の今日における地位は、近代日本において看護婦の「業」に理解を示した「医師」の存在がなければ得ることができなかつたであろうことは事実である。しかし反面、「医師」の存在は、「看護の本質からみた働き」にとっては、壁になつたことも事実であろう。

近代日本の看護婦養成における医師の存在の検討は、軽率にできることではないが、この80年間の近代日本という時代における「医師」と「看護婦」の関係は、あるべき位置を求めての必要な勉強の過程であったということは言えるのではなかろうか。

⑤永遠に続く歴史の探求

最後に、近代日本の看護婦養成の歴史的検討の難しさを、歴史学者の神山四郎の言葉を借りてしめたい。

「歴史という学問はどこからでも入れる。入るのはやさしいが奥義に達するのは難しい。歴史学にはこれといった極め手がない。りっぱな歴史家でもみな迷いをもつてゐる。歴史は知れば知るほどわからなくなるようだ。歴史はそういう学問なのである。単純に割り切つた歴史はたいていくだらない」さらに続けて、「トレヴァー・ローパーが言うように、議論の余地のない歴史は死んだ歴史である」そして「結局歴史はひとりひとりの探求であるとしかいいようがないかもしれない」⁴³⁾と。よつて歴史の検討は永遠に続くのである。

注

- 1) E. H. カー（清水幾太郎訳）：歴史とは何か、岩波新書、東京、1962年。
- 2) 神山四郎：史学概論（慶應義塾大学教材）、慶應通信、東京、1977年。

以下、史実の確認などで参照した文献

- 3) 看護六法（平成5年版）、新日本法規出版に所収の資料編「看護制度の変遷」、名古屋、1993年。
- 4) 亀山美知子：看護史（新版看護学全書 別巻6）、メジカルフレンド社、東京、1990年。
- 5) 木下安子：看護史（新版看護学全書 別巻6）、メジカルフレンド社、東京、1989年。
- 6) 石原明、杉田暉道、長門谷洋治：看護史（系統看護学講座 別巻9）、医学書院、東京、1991年。
- 7) 吉田秀夫：医療保障入門—その歩みと課題—、医学書院、東京、1968年。
- 8) 雪永政枝：看護史（非売品）、峰印刷所、大阪、1983年。
- 9) 雪永政枝：看護史（最新看護学全書 別巻2）、メジカルフレンド社、東京、1967年。
- 10) 小山眞理子編：看護教育の原理と歴史、医学書院、東京、2003年。
- 11) 春日広美：初期ナイチンゲール看護学校の入学生の教育背景、看護歴史研究 創刊号、23-28、2002年。
- 12) 吉田時子、前田マスヨ監修：看護学総論1（標準看護学講座11）、金原出版、東京、1985年。
- 13) 依田和美ら：アメリカにおける最初の看護婦学校に関する論争、日本看護歴史学会誌 第五号、24-38、1993年。
- 14) 雪永政枝：看護史年表（第2版）、医学書院、東京、1969年
- 15) 波多野梗子、小野寺杜紀：看護学概論（基礎看護学1、系統看護学講座）、医学書院、東京、2002年。
- 16) Florence Nighngale（小玉香津子訳）：看護覚え書、現代社、東京、1968年。
- 17) Florence Nighngale（湯槻ます、薄井担子、小玉香津子他訳）：看護覚え書、現代社、東京、1973年。
- 18) 薄井担子：看護学原論、現代社、pp.46-47、東京、1984年。
- 19) Florence Nighngale：原文看護覚え書、現代社、p.2、東京、1974年。
- 20) 前掲17) pp.2-3.
- 21) 前掲17) p.217.
- 22) 前掲6)
- 23) 前掲10)
- 24) 鈴木俊作：ナースのための教育学、看護の科学社、東京、1984年。
- 25) 園部梅、鈴木一子ら「今、あらためて看護教育の歴史を考える（第八回日本看護歴史学会、シンポジウム）」、日本看護歴史学会誌 第八号、12-26、1995年。
- 26) 亀山美知子：近代日本看護史I（日本赤十字社と看護婦）、ドメス出版、東京、1983年。
- 27) 亀山美知子：近代日本看護史II（戦争と看護）、ドメス出版、東京、1984年。
- 28) 亀山美知子：近代日本看護史III（宗教と看護）、ドメス出版、東京、1985年。
- 29) 亀山美知子：近代日本看護史IV（看護婦と医師）、ドメス出版、東京、1985年。
- 30) 檜谷明彦：高校日本文学史、中央図書、京都、1982年。
- 31) 村田鈴子：女子教育史の視点から看護教育を考える、日本看護歴史学会誌 第二号、1-20、1989年。
- 32) 亀山美知子：日本における看護婦養成の開始とミッションのかかわりについて、日本看護歴史学会誌 創刊号、20-30、1988年。
- 33) 前掲10)
- 34) 小島喜夫：関係法規（専門基礎10、系統看護学講座）、医学書院、東京、2003年。
- 35) 看護六法、新日本法規出版、名古屋、1978年。
- 36) 前掲10)
- 37) 前田アヤ：聖路加国際病院における公衆衛生看護活動のあゆみ、日本看護歴史学会誌 第五号、16-18、1993年。

- 38) 吉田時子：今、あらためて看護教育の歴史を振り返る。日本看護歴史学会誌 第九号, 115-121, 1996年。
- 39) 前掲10)
- 40) 前掲26)
- 41) 前掲29)
- 42) 看護史研究会編：看護史をどう教えるか（看護歴史教育セミナー10年の歩み）。看護の科学社, 1989年。
- 43) 前掲2) pp.117-118.

以下、その他参照した文献

- 44) 小川鼎三：医学の歴史。中公新書、東京, 1964年
- 45) 日本女医会編：日本女医史。日本女医会本部発行, 1962年。
- 46) 古写真にみる明治の女たち（歴史を変えた女たち、別冊歴史読本 13巻16号）。新人物往来社、東京, pp.162-167, 1988年。
- 47) 亀山美知子：日本における看護教育の歴史（看護MOOK37）。金原出版、東京, 1991年。
- 48) 金子光：初期の看護行政—看護の灯たかくかかげて。日本看護協会出版会、東京, 1992年。
- 49) 杉森みどり：看護と看護教育の歴史的検討—わが国における看護婦養成教育の変遷ー。教育と医学 41巻3号, 1993年。
- 50) 山根節子：わが国における看護婦養成教育の変遷と課題(1)。ピーエル学園衛生看護専門学校紀要 1巻1号, 3-7, 1993年。
- 51) エドワード・クック（中村妙子, 友枝久美子訳）：ナイティンゲール「その生涯と思想」 I. 東京, 時空出版, 1993年。
- 52) エドワード・クック（中村妙子, 友枝久美子訳）：ナイティンゲール「その生涯と思想」 II. 東京, 時空出版, 1994年。
- 53) エドワード・クック（中村妙子, 友枝久美子訳）：ナイティンゲール「その生涯と思想」 III. 東京, 時空出版, 1994年。
- 54) 杉森みどり：看護教育学（第3版）。医学書院、東京, 1999年。
- 55) 平尾真智子：資料からみる日本看護教育史。看護の科学社、東京, 1999年。
- 56) 土曜会歴史部会 高橋政子ら編：日本近代看護の夜明け。医学書院、東京, 2000年。
- 57) 津田右子：日本の近代看護教育草創期の教育観を探る。看護学統合研究 3巻1号, 8-25, 2001年。
- 58) 杉田暉道, 長門谷洋治, 平尾真智子, 石原明：看護史（系統看護学講座 別巻9）。医学書院、東京, 2002年。